

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）の策定について

平成18年12月21日
千葉県総合企画部
企画調整課三番瀬再生推進室
電話 043-223-2439

県では、三番瀬の自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指して、再生の理念や目標を示した千葉県三番瀬再生計画の基本計画について、県議会での議論、三番瀬再生会議からの答申及びパブリックコメントなどを踏まえ策定しました。

1 趣旨・経緯

三番瀬は、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域であり、自然環境を再生・保全して、地域住民が親しめる豊かな海とし、次の世代に引き継いでいくことが重要です。

そこで、従来の埋立計画を一旦白紙に戻し、徹底した情報公開と住民参加のもとで、三番瀬の再生を目指して新たな計画をつくることとし、幅広い多くの方々の参加を得て三番瀬円卓会議を設置し、2年間の熱心な議論を経て提言をいただきました。

県では、この提言をもとに、「基本計画」と「事業計画」で構成する「千葉県三番瀬再生計画」を策定することとして、「三番瀬再生会議」を設置し、審議をいただき、同会議からの答申及びパブリックコメント並びに県議会の議論等を踏まえて、この度、基本計画を策定いたしました。

今後は、具体的な再生事業を定めた事業計画を年度内に策定して、三番瀬の再生に具体的に取り組んでいくこととしています。

2 計画の概要

(1) 再生の目標

三番瀬の再生の目標として、「生物多様性の回復」、「海と陸との連続性の回復」、「環境の持続性及び回復力の確保」、「漁場の生産力の回復」及び「人と自然とのふれあいの確保」の5つを定めています。

(2) 再生に当たっての進め方

三番瀬の再生に当たっては、「科学的な知見及び漁業者の経験的な知見の活用」、「予防的態勢及び順応的管理」、「賢明な利用」及び「様々な主体との協働による取組」に留意して進めることとしています。

(3) 計画区域

三番瀬（約1,800ha）及びその周辺海域

三番瀬に接する浦安市、市川市、船橋市及び習志野市の区域

(4) 再生に向けて講ずべき施策

三番瀬の再生に向けて、以下の12の講ずべき施策について課題や目指すべき方向等を定めています。

- ・干潟・浅海域
- ・生態系・鳥類
- ・漁業
- ・水・底質環境
- ・海と陸との連続性・護岸
- ・三番瀬を活かしたまちづくり
- ・海や浜辺の利用
- ・環境学習・教育
- ・維持・管理
- ・再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進
- ・広報
- ・東京湾の再生につながる広域的な取組

(5) 再生の推進方法

事業の進め方

順応的管理により、計画の策定(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、対策の検討(Action)という「PDCA」のマネジメントサイクルに則り進めます。

推進体制

- ・国や4市との連携、県民、地域住民、漁業関係者、環境保護団体関係者等が再生の目標を共有し、協力し合いながら、取り組みます。
- ・多くの県民や地域住民が参加できるような「県民運動」の立ち上がり、育成への支援を行います。
- ・再生計画に含まれない、自然環境に影響を与える恐れのある事業の実施については、基本計画との整合性の確保に努めます。
- ・県以外が実施する事業については、基本計画との整合性につき配慮を要請します。

3 計画の策定経緯

- | | | |
|-----|-----|-----------------------|
| 14年 | 1月 | 三番瀬円卓会議設置 |
| 16年 | 1月 | 三番瀬円卓会議から県に三番瀬再生計画案提出 |
| 16年 | 12月 | 三番瀬再生会議設置 |
| 17年 | 4月 | 三番瀬再生会議へ素案を諮問 |
| 17年 | 6月 | 三番瀬再生会議から素案について答申 |
| 17年 | 8月 | パブリックコメント実施 |
| 17年 | 10月 | 県議会三番瀬問題特別委員会設置 |
| 18年 | 10月 | 県議会三番瀬問題特別委員会委員長報告 |
| 18年 | 12月 | 三番瀬再生計画(基本計画)策定 |

基本計画

第1章 三番瀬の再生に関する施策 についての基本的な方針

第1節 背景

第2節 再生の目標

- 1 生物多様性の回復
- 2 海と陸との連続性の回復
- 3 環境の持続性及び回復力の確保
- 4 漁場の生産力の回復
- 5 人と自然とのふれあいの確保

第3節 再生に当たっての進め方

- 1 科学的な知見及び漁業者の経験的な知見の活用
- 2 予防的態度及び順応的管理
- 3 賢明な利用
- 4 協働による取組

第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組

第5節 計画・交流区域

- 1 計画区域
- 2 交流区域

第2章 三番瀬の再生に向けて 講ずべき施策

- 第1節 干潟・浅海域
- 第2節 生態系・鳥類
- 第3節 漁業
- 第4節 水・底質環境
- 第5節 海と陸との連続性・護岸
- 第6節 三番瀬を活かしたまちづくり
- 第7節 海や浜辺の利用
- 第8節 環境学習・教育
- 第9節 維持・管理
- 第10節 再生・保全・利用のための制度及び
ラムサール条約への登録促進
- 第11節 広報
- 第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組

第3章 三番瀬の再生の推進方法

- 第1節 事業の進め方
- 第2節 推進体制

事業計画 (策定中)

- | | | |
|----------|-----------------|--------------------------------------|
| 1 干潟・浅海域 | 5 海と陸との連続性・護岸 | 9 維持・管理 |
| 2 生態系・鳥類 | 6 三番瀬を活かしたまちづくり | 10 再生・保全・利用のための制度及び
ラムサール条約への登録促進 |
| 3 漁業 | 7 海や浜辺の利用 | 11 広報 |
| 4 水・底質環境 | 8 環境学習・教育 | 12 東京湾の再生につながる広域的な取組 |